

入札説明書

「いわてお試し居住体験事業家電等リース業務（令和5年9月入居）」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 いわてお試し居住体験事業家電等リース業務（令和5年9月入居）
- (2) 仕様等 入札説明書、特記仕様書等による
- (3) リース期間 令和5年9月1日から令和6年3月31日まで
但し、リース期間については、令和6年度岩手県一般会計予算が議決された場合等において、最長で令和6年8月31日まで契約の更新を行う場合があること。
- (4) 履行場所 特記仕様書に記載のとおり

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県県土整備部建築住宅課

電話 019-629-5931（直通） ファックス 019-651-4160

3 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札説明書の交付を受け、入札説明書にある調書を提出したものであること。
- (3) 営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること。
- (4) 令和5年度・6年度・7年度物品購入等競争入札参加資格者名簿（岩手県出納局総務課所管）に登載されている業者であること。
- (5) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (7) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 物品購入等参加資格を取り消され、その期間を経過しない者でないこと。

4 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和5年8月4日（金）午後5時までに2の場所に1部提出しなければならない。なお、関係書類の様式は任意とする。

ア 事業所に係る調書

事業所の所在地、電話、ファックス、組織体制を記載すること。

- (2) 申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県県土整備部建築住宅課総括課長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 申請書及び関係資料は岩手県県土整備部建築住宅課において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和5年8月7日（月）までにファックスにより通知する。

5 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に対して質問がある場合は、書面（任意様式。提出はファックスによる）により令和5年8月4日（金）午後5時までに、2に示す照会先に提出すること。

また、回答は、入札参加者に対し令和5年8月7日（月）午後5時までにファックスにより送信する。

6 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書は、直接7の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札及び開札の日時及び場所

令和5年8月10日（木）午前11時00分

岩手県庁8階 岩手県県土整備部建築住宅課入札室

8 入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式により次のことを表示し、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県知事」とすること。
- (4) 入札金額
- (5) 件名
- (6) 提出入札書の様式は別添に定める様式とする。

9 入札保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則（平成4年規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 開札に立ち会う者に関する事項

開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 競争入札参加資格者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ウ 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下（競争入札参加資格者と契約を締結する場合にあっては、100万円以下）であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

15 その他

入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。